

昭和三十八年厚生省令第二十八号

老人福祉法施行規則

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、老人福祉法施行規則を次のように定める。

（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十号）以下「法」という。第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第二項等に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業）

第一条の二 法第五条の二第二項並びに老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号。以下「令」という。）第一条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百五十五条の三第一項に規定する指定事業者をいう。第一条の三の二において同じ。）により行われる同法第二百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の二 法第五条の二第三項及び第二十号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第二百四十条の六十三条の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第二百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業とする。

（法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の四 法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設である。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点）

第一条の五 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の六 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定める厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、介護保険法第八条第二十三項第一号に規定するサービスのうち小規模多機能型居宅介護に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の三 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活生

活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業）

第一条の三の二 法第五条の二第三項及び第二十一条の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第二百四十条の六十三条の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第二百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業とする。

（法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の四 法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設である。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点）

第一条の五 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の六 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定める厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、介護保険法第八条第二十三項第一号に規定するサービスのうち小規模多機能型居宅介護に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の三 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活生

住地の市町村長に、その旨を申し出なければならぬ。

（法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合）

第一条の八 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする。

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の開始の届出）

第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金（次条において「前払金」という。）に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

（家賃等の前払金の返還方法）

第一条の十三の二 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

（一）入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、三月

（二）入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、三月

（三）前項第一号に掲げる場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

（四）法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方には、次に掲げるものとする。

（一）前項第一号に掲げる場合にあつては、法第

（二）法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方には、次に掲げるものとする。

（三）前項第一号に掲げる場合にあつては、法第

（四）法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方には、次に掲げるものとする。

（五）前項第一号に掲げる場合にあつては、法第

（六）法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方には、次に掲げるものとする。

（七）前項第一号に掲げる場合にあつては、法第

（八）事業開始の予定期間

（老人居宅生活支援事業の変更の届出）

第一条の十 法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項とする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十一 法第十四条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（養護受託者）

第一条の十二 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める部分は、介護保

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十三 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十四 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十五 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十六 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十七 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十八 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十九 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の二十 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の二十一 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の二十二 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の二十三 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の二十四 法第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

（法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

（厚生労働省令で定めるもの）

(老人デイサービスセンター等の設置の届出)

第一条の十四 法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称、種類及び所在地

二 建物の規模及び構造並びに設備の概要

三 職員の定数及び職務の内容

四 施設の長の氏名

五 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）

六 老人短期入所施設にあっては、その入所定員

七 事業開始の予定期年月日

八 国、都道府県及び市町村以外の者は、法第五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称、種類及び所在地

二 建物の規模及び構造並びに設備の概要

三 養護老人ホームを設置しようとする者については、次に掲げる事項

イ 施設の運営の方針

ロ 入所定員

ハ 職員の定数及び職務の内容

四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第十三条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態

二 基準第二十七条第一項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（基準第二十七条第六項（基準第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯

五 施設の長その他の主な職員の氏名及び経歴
六 事業開始の予定年月日

2 地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。
(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請)

第三条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

前項の申請書には、申請者の登記事項証明書を添えなければならない。

(老人デイサービスセンター等の変更の届出)

第三条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次とのおりとする。

一 施設の名称及び所在地

二 建物の規模及び構造並びに設備の概要

三 施設の運営の方針

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第四条 法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出)

第四条の三 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日

二 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由

三 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五 入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員

六 入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請)

第五条 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由

二 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にはあつては、現に入所している者に対する措置

三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

四 入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員

五 入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員

(身分を示す証明書)

第五条の二 法第十八条の規定により質問又は立入検査を行う当該職員は、その身分を示す別記様式第一による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二 法第三十四条の二第二項により適用された法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

三 法第二十九条第十四項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。

四 法第三十一条の四第二項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の三のとおりとする。

第六条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長は、当該施設の入所者(特別養護老人ホームの長)に対する措置

ムにあつては、法第十一條第一項第二号の措置に係る者に限る。)について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、市町村にこれを届け出なければならない。

(法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助)

第七条 法第二十条の七の二に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において介護を受ける老人(以下この条において「介護を受ける老人」という。)に係る状況の把握、介護を受ける老人又は介護を受ける老人を現に養護する者(以下この条において「養護者」という。)と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又は養護者に必要な援助とする。

第七条の二から第二十条の二まで 削除

(法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

第二十条の四 削除

(法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等

二 事業開始の予定年月日

三 施設の管理者の氏名及び住所

四 施設において供与をされる介護等の内容

五 建物の規模及び構造並びに設備の概要

六 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

八 施設の運営の方針

九 入居定員及び居室数

十 職員の配置の計画

<p>式にかかわらず、なお従前の例による」とがで きる。</p> <p>附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十 二号)の施行の日(平成二十一年五月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月三一一日厚生労働省令第七一號) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年八月一九日厚生労働省令第三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成 二十一年八月十九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二二日厚生労働省令第七三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一一三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>

<p>別表 (第二十一条の二関係)</p> <p>一 有料老人ホームの設置者に関する事項</p> <p>二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 介護等の内容に関する事項</p> <p>四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p> <p>五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>
<p>一 有料老人ホームの設置者に関する事項</p> <p>二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 介護等の内容に関する事項</p> <p>四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p> <p>五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>
<p>一 有料老人ホームの設置者に関する事項</p> <p>二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 介護等の内容に関する事項</p> <p>四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p> <p>五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>
<p>一 有料老人ホームの設置者に関する事項</p> <p>二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 介護等の内容に関する事項</p> <p>四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p> <p>五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>
<p>一 有料老人ホームの設置者に関する事項</p> <p>二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 介護等の内容に関する事項</p> <p>四 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項</p> <p>五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況</p> <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>

別記様式第一

別記様式第二

別記様式第二の二

<p>(表 面)</p> <p>右の者は、<u>所轄店</u>として、<u>所轄店名</u>、<u>氏名</u>、<u>生年月日</u>を記入する。</p> <p>左の者は、<u>所轄店</u>として、<u>所轄店名</u>、<u>氏名</u>を記入する。</p> <p>所轄店は、立場から、そなえ業者若しくは被監視業者の他の特許を保護することによって、貿易員の貿易を守ることを明す。</p> <p>令和 年 月 日</p>
<p>(裏 面)</p> <p>所轄店</p> <p>所轄店名</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>所轄店</p> <p>所轄店名</p> <p>氏名</p> <p>（提出用タグ）</p>